


## 教育・文化

- 01 私立高等学校あんしん修学支援制度については、所得基準の対象をさらに拡充するとともに、他府県に通学する生徒についても対象範囲を拡大するよう努めること。
- 02 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
- 03 定時制・通信制の再編整備については多様な教育の観点から、そのニーズを的確に捉え、時代に即したものとなるよう努めること。
- 04 教職員の資質向上を図るため、採用、養成から研修に至る総合的で一貫性のある取り組みを推進すること。
- 05 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
- 06 青少年保護のため、有害サイトに対するアクセスを制限するフィルタリング等の普及に努めること。あわせて、情報リテラシー教育を通じて、児童生徒の情報活用力を向上していく取組を拡充すること。
- 07 「いじめ」や「不登校」問題について
  - ① カウンセリング事業の一層の拡充を図り、子ども達の視点に立った学校づくりを推進するとともに、保護者・地域・関係団体との連携のもと、重層的な取組を推進すること。
  - ② いじめなど教育現場における諸問題に対処できる態勢を整えるために、まず教員が生徒に向き合い関わるができる時間の確保に努めること。
  - ③ いじめ被害者からの救援要請に、被害者と同世代の仲間集団(ピア・グループ)が支援にあたる「(仮称)京都版ピア・サポート」をモデル実施すること。
  - ④ 子どもを加害者にさせない取組を着実に進行、「いじめ防止プログラム(ピース・メソッド)」の導入を図ること。
- 08 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、食育の充実に努めること。また、学校給食における地産地消を推進すること。
- 09 特別支援教育の核となる、特別支援教育コーディネーターを全校に配置するなど、充実した人員配置を行うこと。LD、ADHDをはじめ自閉症など、発達障がいのある児童生徒にきめ細やかな支援体制を整備すること。
- 10 学校施設においては、環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したICT化など、環境整備を図ること。

- 
- 11 学校教育における就労、社会保障、司法等に関する教育を通じて、児童生徒の社会参画に資する啓発を図ること。
  - 12 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するため、公演の充実を図るとともに、その活動や人材育成への支援を拡充すること。
  - 13 国民文化祭の成果を踏まえ、文化芸術に親しむ取組を展開していくこと。
  - 14 プレスクール事業の実施においては、家庭や幼稚園・保育園との連携を密にしながら推進を図ること。
  - 15 京都式少人数教育については、教員配置の拡充と質の高い教育を提供するため、定年退職した教員を活用するなど、創意工夫を図りながら、着実に推進すること。

## 環境


- 01 京都議定書約束期間(2008年~12年)の目標を確実に達成するため、オール京都として、温室効果ガス削減に取り組むとともに、具体的な環境施策を講じること。
- 02 太陽光発電、次世代自動車、燃料電池等、環境・エネルギー技術について、京都の誇る先端技術を生かし、産学公が連携し、研究開発を促進すること。
- 03 太陽光発電の一般家庭における普及については、国及び府内市町村の助成策との整合性を図り、補助金、低利融資、利子補填など各種助成を拡充し、普及拡大に取り組むこと。
- 04 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)の普及促進を図るとともに、充電設備の拡充や情報発信などEV・PHVタウンにふさわしい環境整備に取り組むこと。
- 05 「京都エコポイントモデル事業」の成果を踏まえ、関西全体で「関西スタイルのエコポイント事業」の本格的な展開を図ること。
- 06 府立施設等において、ビオトープ、グリーンカーテン、太陽光発電、LEDなどの積極的な導入支援を推進すること。あわせて、こうした取組を環境教育・環境啓発にも活用すること。
- 07 電力多消費型経済からの脱却を図るため、家庭における省エネ家電への買替や住宅エコ改修の促進、企業における省エネ・節電を支援するための補助制度導入などの施策を推進すること。
- 08 都市部の緑を増やす数値目標を設定し、街路樹、公園植樹、ビルの屋上・壁面の緑化など都市緑化事業、ヒートアイランド対策を充実すること。
- 09 ISO14001やKESの認証取得など、企業の環境マネジメントシステムの導入を促進、支援すること。
- 10 緑の公共事業等により、森林整備を積極的に推進するとともに、ウッドマイレージCO2認証制度の普及や京都モデルフォレスト運動の促進を図ること。
- 11 京都版CO2排出量取引制度の推進にあたっては、企業の省エネや、CO2の吸収固定に寄与する森林整備を促進すること。

## 平和・人権・女性

- 01 京都府新総合資料館(仮称)に設置予定の国際京都学センター(仮称)が、府民及び利用者に親しみやすい施設となるよう、また歴史・文化・学問・環境・平和などについて広く発信していける拠点となるよう整備していくこと。
- 02 人権を尊重する家庭教育や学校教育、企業内研修などを促進するとともに、地域の協力のもと、女性・子ども・高齢者・障がい者に対する人権侵害を防ぐこと。また、シェルターの確保とともに相談体制の充実と被害者支援に努めること。
- 03 女性の地位向上を図り、男女共同参画社会を実現するため、女性の安全、人権を守るための支援策を講じること。
- 04 犯罪被害者支援体制の強化を図るため、相談窓口の設置と府民への広報周知、相談対応能力強化に係る研修の充実を行うとともに、関係機関の支援策を強化すること。
- 05 性的マイノリティーの人々への偏見・差別を無くし、理解を深める啓発活動を行うとともに、人権相談体制を強化すること。
- 06 児童ポルノ条例の運用にあたっては、子どもの人権擁護を最優先としたうえで、府民の正当な権利を侵害することが無いよう十分留意すること。あわせて、被害児童・保護者への支援体制の強化、府民への意識啓発に取り組むこと。
- 07 (財)京都府国際センターが、本府の国際化推進に一層役割を果たすため、同センターを軸に、国際協力や文化交流活動を推進すること。
- 08 留学生の受け入れ環境整備を図るため、住宅確保や生活相談体制の整備、就労支援等について取り組むこと。
- 09 外国籍府民の人権擁護に取り組むとともに相談体制の拡充や支援策の充実を期すること。外国籍府民子弟の教育についても、適切な教育環境を整備すること。

# まちづくり

- 01 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。
  - ①雪寒地域道路事業の促進。
  - ②市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅(交差点右左折車線確保)。
  - ③歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備の促進。
  - ④電線地中化の計画的な促進。
- 02 高齢者・障がい者をはじめ府民が安心できるまちづくりをめざし、道路、駅など各種施設のバリアフリー化を市町村・事業者と連携を図り一層促進すること。
- 03 交通弱者の移動ニーズに対応するため、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通、過疎地有償運送など、新たな公共交通システムの導入を促進すること。
- 04 買い物弱者対策については、事業者と連携を図りながら、積極的に対応策を構築していくこと。
- 05 JR奈良線の複線化事業においては、全線複線化を視野に入れ、時間短縮やダイヤの遅れが解消できる効果的な事業を優先させ、早期に着工すること。
- 06 KTRの運営に関しては、関係自治体や地域団体と連携し、健全化を図ること。
- 07 交通混雑の解消やまちづくりの計画的推進を図るため、鉄道網の整備促進とともに、踏切の立体化などの整備を促進すること。
- 08 淀川水系の総合的な洪水対策強化について
  - ①危険度の最も高いとされる桂川においては、堤防強化など、河川整備を早期に促進すること。
  - ②宇治川については、堤防強化や河道掘削工事を進める際に、観光や漁業に配慮すること。
  - ③木津川については、危険個所の整備を早急を実施すること。
  - ④古川・井川・名木川など、府内の内水氾濫に対応するため、地元市町と連携し、危険個所の整備を早急に進めること。
- 09 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化・気候変動・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装を一層促進すること。

- 
- 10 分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士などの有効利用を図ること。
  - 11 事業者と連携を図り、府内の地上デジタル放送、携帯電話、光ファイバーなど、難視聴地域・不感地域の解消対策に取り組むこと。特に、防災情報の受信が困難な地域については、最優先で取り組むこと。
  - 12 住宅施策の拡充について
    - ①府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化をより一層促進すること。
    - ②既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業などを計画的に推進すること。階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。
    - ③家賃減額措置等を拡充するとともに、子育て世帯、年金生活者の安定居住に向けた支援策を強化できるよう国に求めること。府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用し地球温暖化防止につながるものとする。
    - ④府営住宅の指定管理者制度については、住民並びに自治会等に対し制度の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、住民サービスの向上に資すること。

## 農林水産振興

- 01 農林水産業支援として、新たな担い手確保と人材育成のため、IJUターン等による参入希望者に対する就業相談や研修支援を強化するとともに、農商工連携による農業ビジネスに取り組む担い手の育成を図ること。
- 02 収益性の高い農業経営の確立を図るため、ブランド京野菜等や宇治茶、京都肉等、京の特産品の生産振興策を一層強化するとともに、マーケティングや販路拡大などによる流通・消費喚起策などの充実を図ること。
- 03 野菜・茶・果樹の健康増進効果などの機能性をはじめ高付加価値化を支援し、優良品目、園地整備など経営支援を充実すること。
- 04 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の防疫対策を強化すること。また、畜産経営の安定強化のため、耕畜連携による飼料米・飼料イネ生産等地で、飼料づくりを進めること。
- 05 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムの展開に必要な交流拠点や農林漁家民宿等の環境整備を図るとともに、体験型修学旅行の受入に積極的に取り組むこと。
- 06 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業の活性化と振興策の充実のために財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。
- 07 自然環境に配慮した減農薬・減化学肥料の栽培や、効率的な低コスト農業の実現と定着をめざし、環境保全型農業に関する研究の促進と普及・啓発に努めること。
- 08 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
- 09 ますます深刻化する野生鳥獣被害対策については、防護ネットの整備などハード対策とともに、野生鳥獣のえさ場・隠れ場・棲家とならない集落づくりなどソフト対策を強化すること。あわせて、鹿肉・猪肉の有効活用や地域の特産品化などに取り組むこと。
- 10 ナラ枯れやマツクイムシなど森林病虫害対策においては、被害の拡大を防ぐため、迅速な対策を講じるとともに、財政支援策を講じること。
- 11 魅力ある漁村・活力ある漁業づくりのため、「海業」の各種施策を推進し、京都府の漁村・漁業振興を図ること。あわせて、栽培漁業及び内水面漁業の振興を図ること。
- 12 宇治茶の振興のため、国内での生産販売の拡大とともに、付加価値をさらに高めるため、世界文化遺産への登録をめざすこと。

**公明党**

公明党京都府議会議員団